

上関町地域福祉計画

(上 関 町 地 域 福 祉 計 画)

(上 関 町 再 犯 防 止 推 進 計 画)

(上関町成年後見制度利用促進基本計画)

令 和 4 年 3 月

上 関 町

目 次

第1章	計画の意義と役割	
1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	2
3	再犯の防止等の推進に関する法律との関連	3
4	成年後見制度の利用の促進に関する法律との関連	3
5	計画の期間	3
6	計画管理の体制	3
第2章	地域福祉を取り巻く状況	
1	上関町の現状	5
2	地域共生社会の実現に向けた国の動き	7
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	10
2	基本的視点	10
3	施策体系	11
第4章	施策の具体的推進方向	
1	地域における福祉に関し共通した取り組み	13
2	地域における福祉サービスの適切な利用の促進	15
3	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達	17
4	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進	18
5	包括的な支援体制の整備	20
第5章	上関町再犯防止推進計画	
1	計画策定の趣旨等	23
2	重点課題	23
3	取組内容	24
第6章	上関町成年後見制度利用促進基本計画	
1	計画策定の趣旨	27
2	計画の位置づけ	29
3	計画の期間	29
4	計画の評価体制	29
5	上関町の成年後見制度を取り巻く現状	29
6	現状から見えた課題	30
7	施策の体系	31

参考資料

第 1 章 計画の意義と役割

1 計画策定の背景

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

一方、少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などがすすめられています。

平成29年改正社会福祉法（平成30年4月施行）により、各自治体では、①住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実、が図られることになりました。

こうした状況を踏まえ、地域の生活課題に対応するため、地域住民と関係機関・団体、事業者、行政の協働により地域の福祉を推進し、地域共生社会を実現するために「上関町地域福祉計画」を策定しました。

また、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」では、都道府県及び市町村に対して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされたことを踏まえ、本計画を「上関町再犯防止推進計画」を包含して策定しました。

さらに、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」では、市町村に対して制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることとされたことを踏まえ、本計画を「上関町成年後見制度利用促進基本計画」を包含して策定しました。

2 計画の位置づけ

上関町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画として位置付け、上関町における地域福祉の推進について定めるものです。

本計画は、上位計画である「上関町総合計画」と整合性を図りながら、策定しています。また、福祉分野の共通する取組を記載し、「上関町高齢者保健福祉計画」、「上関町障害者福祉計画」、「上関町子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として位置付けます。

【社会福祉法第107条第1項】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3 再犯の防止等の推進に関する法律との関連

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画を包含して策定します。

【再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項】

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（事項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 成年後見制度の利用の促進に関する法律との関連

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村計画を包含して策定します。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項】

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 計画の期間

今回策定する上関町地域福祉計画、上関町再犯防止推進計画及び上関町成年後見制度利用促進基本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

6 計画管理の体制

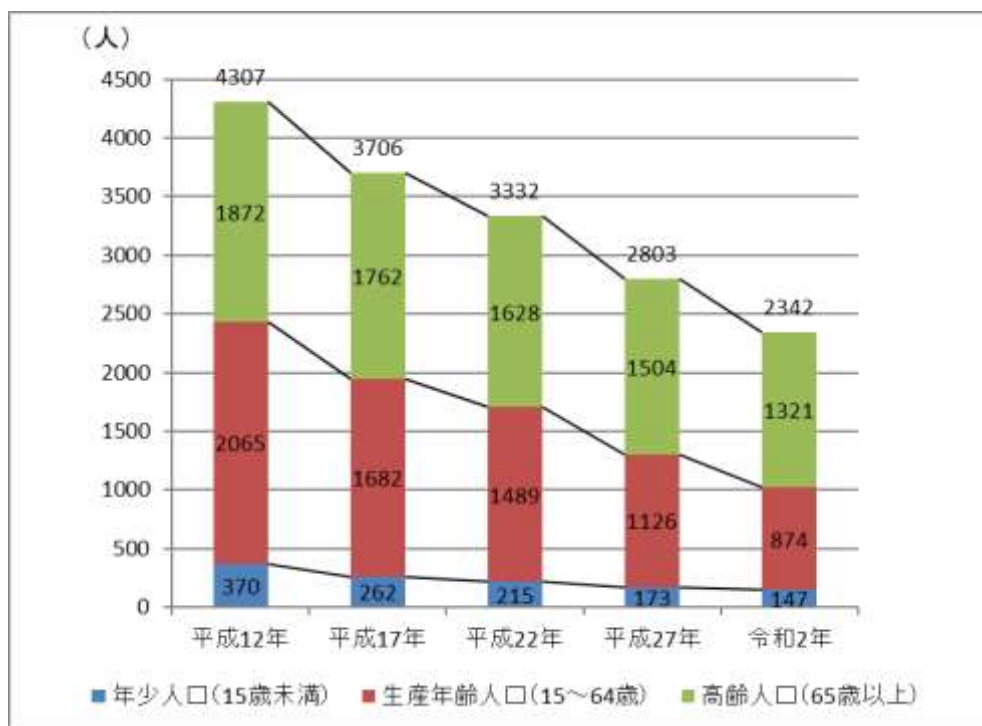
この計画に掲げた施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

第 2 章 地域福祉を取り巻く状況

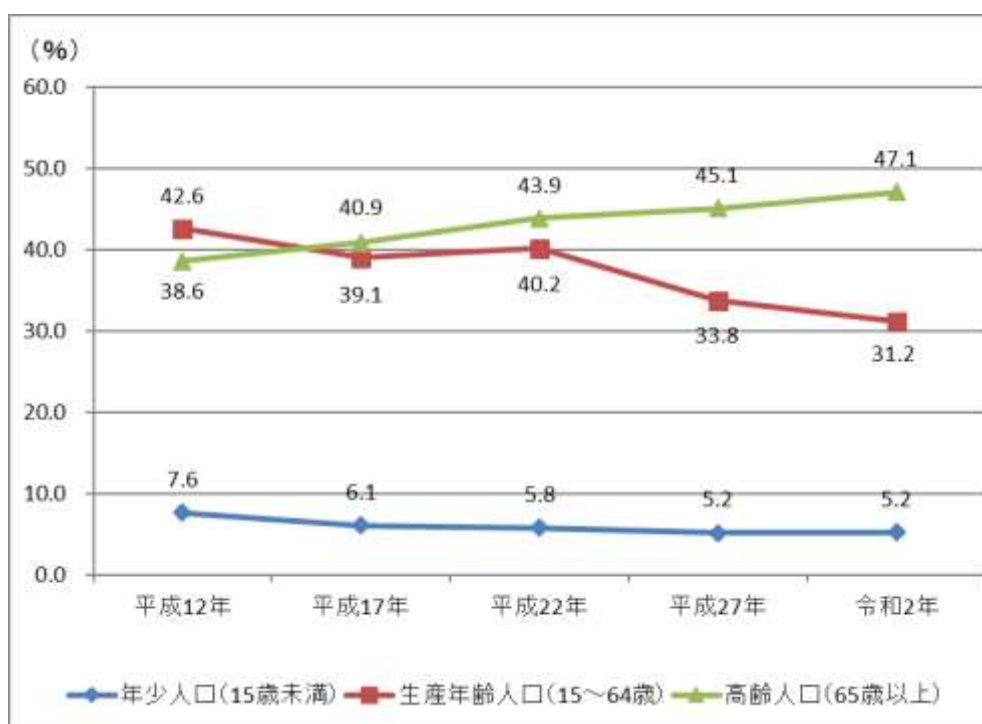
1 上関町の現状

(1) 年齢3区分の推移

令和2年国勢調査における本町の人口は2,342人で調査ごとに減少しています。その一方で、高齢人口の割合は年々増加し平成17年には生産年齢人口の割合を上回っており、今後も少子高齢化の進行が伺えます。



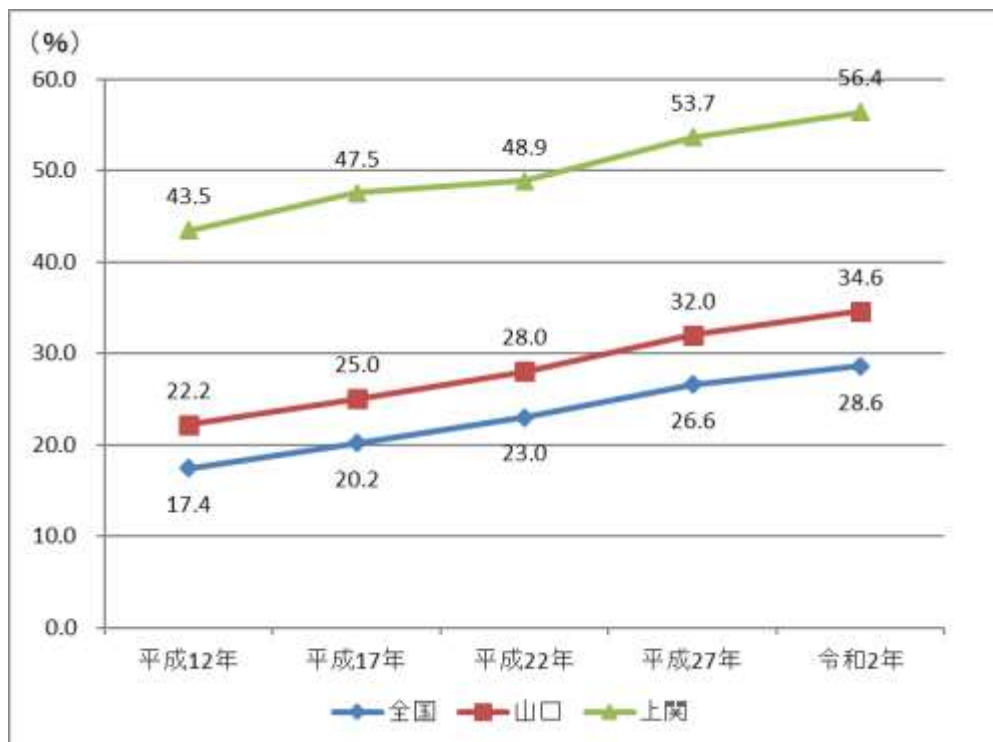
資料：国勢調査



資料：国勢調査

(2) 高齢化率の推移

本町の高齢化率を推移で見ると、年々増加しており平成12年には43.5%でしたが、令和2年には56.4%まで増加しています。また、どの年も国・山口県より高齢化率が高くなっています。



資料：国勢調査

2 地域共生社会の実現に向けた国の動き

(1) 地域共生社会の実現

国は、「地域共生社会」の実現を、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」とし、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)や、『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程) (平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)にもとづいて、2020年代の初頭の全面展開に向けた施策の実施・検討と取組などを図っています。

制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題(複合的課題、制度の狭間など)の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すものです。

【「地域共生社会」とは】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

(2) 平成29年改正社会福祉法(平成30年4月施行)

平成29年改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」(令和2年改正後第4条第2項)に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことを規定しました(令和2年改正後法第4条第3項)。

この理念を実現するため、国及び自治体については、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」ことが規定されました(法第6条第2項)。

そして、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることを規定しています(法第106条の3第1項)。

また、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、福祉の各分野における相談支援を担う事業者の努力義務として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが求められています(法第106条の2)。

その上で、包括的な支援体制の整備などの計画的な実施や展開を図る観点などから、市町村地域福祉計画(法第107条)及び、都道府県地域福祉支援計画(法第108条)により、地域福祉計画の充実がなされています。

法第107条及び108条の改正により、市町村及び都道府県は、地域福祉(支援)計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられるなど、地域福祉計画の位置づけなどが見直されました。

（３）令和２年改正社会福祉法（令和３年４月施行）

令和２年改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」（令和２年改正後第４条第２項）、「推進方策」（令和２年改正後法第４条第３項）に加えて、新たに地域福祉の推進は、①地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、②一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現を目指すものとして、その理念や方向性を明確化しています（法第４条第１項）。

この理念を実現するため、国及び自治体については、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない」ことが規定され、さらに踏み込んだものになりました（法第６条第２項）。

また、法第１０６条の３第１項に規定する市町村の努力義務の具体化の一手法として、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の３つの支援を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業が創設されました（法第１０６条の４から法第１０６条の６まで）。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

社会福祉法第4条に定める地域福祉の推進を踏まえ、次のとおりとします。

地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、
一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生する社会」の実現を目指す

2 基本的視点

(1) 共生文化

それぞれの地域で社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことができる地域共生社会を創出することは、高い理想であり、思うように進まないこともあるかもしれませんが、個の課題と向き合う中で他人事と思えない地域づくりに取り組むことなどを通じて、あきらめることなく、それが文化として定着するよう挑戦し続けていくことに価値があります。

(2) 参加・協働

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な構成員が、それぞれに活動するだけではなく、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働することが求められています。

(3) 予防的福祉の推進

これまでの申請主義による「待ち」の姿勢ではなく、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切です。しかしながら、その時点では支援を拒否したり、本人や家族に困っている自覚がない場合もあります。本人の意思や尊厳を尊重する視点を前提としながら、必要な時に必要な支援が届けられるような環境を整えることが重要です。

(4) 包括的支援体制

社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指していく必要があります。分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制をつくる必要があります。

(5) 多様な場の創造

地域の各分野の課題に即して福祉分野から地域づくりについて積極的に提案等をしていくことを通じ、これまで支援の「受け手」であった人が「支え手」に回るような、参加の場や就労の場を地域に見出していくことが必要です。

3 施策体系

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項は社会福祉法第107条に定められていることから、これらを明確に位置付け、課題や施策を定めることにします。

施策分野	基本的な推進方向
1 地域における福祉に関し共通した取り組み	(1) 分野横断的な支援 (2) 権利擁護の推進と虐待の防止 (3) 公共施設等の活用と交流の拠点づくり
2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進	(1) だれもがわかりやすい情報発信の充実 (2) 相談体制の充実 (3) 避難行動要支援者の把握と日常的な見守り・支援の推進
3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達	(1) 社会福祉法人などの地域公益活動支援
4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進	(1) ボランティア活動の推進 (2) 各種団体等の活動支援 (3) ふれあい・交流活動の推進 (4) 福祉学習の推進
5 包括的な支援体制の整備	(1) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 (2) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (3) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

第 4 章 施策の具体的推進方向

1 地域における福祉に関し共通した取り組み

【現状と課題】

わが国全体で人口減少や少子高齢化が進む中、伝統的な家庭や地域の支え合いの力、いわゆる地域の福祉力の低下が顕著となっています。ダブルケア（育児と介護の同時進行）やひきこもりなど、複合的な課題や制度の狭間の問題なども出てきているほか、就労の支援、住まいの支援、権利擁護の推進など、各福祉分野で共通して取り組むべき課題も存在しています。

また、育児のストレスや介護疲れによる虐待の防止に向けた取り組みが重要となっています。虐待が深刻化する前に発見し、早期に対応するため各種専門機関の相談事業の充実も求められているところです。

また、幅広い世代の住民が地区の行事等に参加できるよう、気軽に立ち寄れる場や情報を交換できる場等、住民相互の交流を促進する場づくりを進めるとともに、活動を発展させていくための支援が必要となっています。

【施策の推進方向】

（１）分野横断的な支援

- ・ ひきこもり状態にある人など制度の狭間にいる人を早期に発見するため、民生委員・児童委員をはじめ、町民への訪問活動を定期的に行う様々な主体との協力体制の整備を図ります。
- ・ 柳井健康福祉センター及びハローワーク等の関係機関と連携し、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の周知と利用に関する助言・指導等を行い、就労支援など必要な支援につなげていきます。
- ・ 障がい者や生活困窮者、ひとり親家庭等の自立した生活を支援するため、ハローワークや地元事業所等と連携し、求人情報の提供や啓発活動など効果的な就労支援を行います。
- ・ 再犯防止を推進するための取り組みは、「上関町再犯防止推進計画」（第５章）に基づき、取り組んでいきます。

（２）権利擁護の推進と虐待の防止

- ・ 自らの判断能力が十分でない人などが必要とするサービスを適切に利用できるよう、日常的な金銭管理を支援する地域福祉権利擁護事業について、広く町民に対する情報提供を進めるとともに、相談支援体制を充実するなど、わかりやすく、利用しやすい制度の運用と普及を促進します。
- ・ 成年後見制度の利用を促進するための取り組みは、「上関町成年後見制度利用促進基本計画」（第６章）に基づき、取り組んでいきます。
- ・ 保護者や介護者などの身体的・精神的ストレスによる虐待を防止するため、相談体制の充

実や負担軽減のための事業の充実を進めていきます。

- ・虐待が発生した場合の権利擁護を含めた問題解決のため、情報の一元管理や関係機関との緊密な連携を推進します。

(3) 公共施設等の活用と交流の拠点づくり

- ・公共施設を地域交流の場として積極的に利用するとともに、参加者の呼びかけ等の支援を行います。
- ・誰もが気軽に立ち寄れる居場所として、既存の施設や地域の社会福祉施設を活用して、地域の拠点整備を図っていきます。

2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

【現状と課題】

町民の生活に関係する様々な制度改正等により、行政から町民にお知らせする情報は増加傾向にあります。しかし、情報を一方的に“流す”だけでは、確実に町民に届いているとはいえません。高齢者や視力・聴力に障がいのある人のことを考えた場合、音声、点字、手話などによる多様な手法を用いた情報の伝達に加え、民生委員・児童委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制を確立していくことが必要となっています。

また、一人ひとりの複雑多様な悩みごとに対応するためには、保健・医療・福祉の連携のもとに、高齢者、障がいのある人、子どもを持つ保護者など誰もが身近な地域で気軽に相談ができる窓口体制の整備と雰囲気づくりが求められています。

また、地震や風水害など災害発生時には、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者はスムーズな避難が難しく、また、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の避難体制、災害発生後の様々な支援体制について平時から整えておく必要があります。

また、誰もが、住み慣れた地域でいつまでも、ともに暮らしていくためには、ひとり親家庭、認知症など要介護状態の人、障がいのある人のかかえる家庭など、何らかの支援を必要とする人たちの的確に把握し、見守り、地域全体でささえあうことが重要となってきます。

【施策の推進方向】

（１）だれもがわかりやすい情報発信の充実

- ・まちづくりや行政運営に関する情報を町民と行政が共有し、相互の理解を深めていくため、情報内容の充実や情報提供の迅速化、双方向化、情報バリアフリー（視聴覚に障がいのある人など情報弱者への配慮）を図りながら、広報やホームページなどの多様な媒体と手法を活用し、広報活動を充実します。
- ・ホームページ、広報、各種パンフレット・ガイドブックなどを活用し、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。
- ・各種パンフレット等を町民の身近な施設等に配置し、その内容をわかりやすい表現やレイアウトにするなど、町民がわかりやすい情報発信に努めます。

（２）相談体制の充実

- ・町民の多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、相談支援の専門性を高めるとともに、関係部署の連携強化を図り、庁内の相談体制を充実します。
- ・高齢者や障がいのある人など町民の誰もが気軽に相談を受けられるよう、庁内部署や関係機関との連携強化に努め、できる限り一つの窓口で様々な相談が受けられる総合相談窓口体制の整備に努めます。
- ・町民にとって身近な相談の場となる、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実を促進します。

- ・相談内容の多様化、複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、民生委員・児童委員をはじめ各種相談員の資質向上を図り、相談（見守り）活動を充実します。
- ・町民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係づくりのため、また、町民の多様な相談内容に的確にアドバイスが出来るよう研修会や講習会を充実させ、資質向上や地域への積極的な関わりを推進します。

（３）避難行動要支援者の把握と日常的な見守り・支援の推進

- ・災害発生時、自ら避難することが困難な方々の、迅速な避難を確保するため、情報を把握し、地域と連携しながら避難誘導等の支援体制確立を目指します。
- ・認知症や障がいのある人など、支援を必要とする人にとって最も身近な地域住民による見守り活動や援助活動のほか、民生委員・児童委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、保健師による訪問活動など、プライバシーに配慮しつつ推進します。

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達

【現状と課題】

社会福祉法第24条第2項において、社会福祉法人はその高い公益性から、地域における公益的な取り組みを無料または低額で実施する責務が課されています。公益的な取り組みには、社会福祉法人が買い物支援や子ども食堂などを支援する直接的な支援のほか、環境美化や防犯活動などの間接的に社会福祉の向上に資する取り組みも含まれています。

【施策の推進方向】

(1) 社会福祉法人などの地域公益活動支援

- ・積極的に地域における公益的な取り組みを実施する社会福祉法人などの裾野を広げる社会福祉協議会の活動を支援します。
- ・新たな協働や公益的な取り組みを推進するため、さまざまな分野の社会福祉法人などとの情報交換と交流に努めます。

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

【現状と課題】

町民のニーズが多様化している中で、様々な福祉サービスの提供について、これまでのように行政だけが担うのではなく、地域住民・事業者・行政がそれぞれの立場で、それぞれの役割を分担して地域社会を支えていくことが強く求められています。ボランティアなどの地域活動への意欲が実のあるものへと結び付けられるよう、町民が参加し活動しやすい環境づくりが必要です。

地域福祉を推進していく上で重要な役割を担う各種団体等については、今後も活発な活動の展開が期待されるため、関係機関が協力して活動への支援を充実していくことが求められています。

地域には子どもから高齢者、障がいのある人など様々な人が暮らしています。温かな人間関係や、共に生き、共にささえあう心、豊かな地域社会を築いていくためには、地域の様々な人のふれあいの機会づくりが求められています。

次代を担う子どもたちが健やかに成長してくためには、「福祉のこころ」を醸成することも大切です。そのためには、幼児教育や学校教育、障がいのある子どもや高齢者との交流など福祉分野における取り組みが重要となっています。

【施策の推進方向】

(1) ボランティア活動の推進

- ・ 広報やホームページなどを活用し、町民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、企業などに対し社会貢献の理解を働きかけます。
- ・ 地域においても、ボランティア活動への参加を呼びかけます。
- ・ 社会福祉協議会のボランティアセンター機能の充実に努め、ボランティア活動に意欲のある町民・団体などのボランティア登録を促進するとともに、サービスのコーディネート機能を充実します。
- ・ ボランティアの育成やボランティアへのきっかけづくりとして、ボランティア講座や体験事業を充実します。
- ・ ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質向上を支援します。
- ・ 活動の核となるリーダーの育成を図るとともに、専門的な技能を有するボランティアを育成します。
- ・ 高齢者や障がいのある人などが自らの経験や知識を地域の福祉活動に生かしながら、生きがいを持った暮らしができるよう、こうした高齢者や障がいのある人などのボランティア活動への参加を支援します。

（２）各種団体等の活動支援

- ・ 高齢者、障がいのある人、児童、子育て中の親などの抱える地域課題が解決できる組織体制の構築をめざし、サービス提供を行う事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員等との連携を深める機会を提供し、地域の人材との協力体制の充実を目指します。
- ・ 町民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進上の中心的な組織として位置づけ、事業運営などに対する支援を実施し、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。

（３）ふれあい・交流活動の推進

- ・ 高齢者や障がいのある人にとっては生きがいづくりの場として、また、子どもにとっては社会性や協調性を養う機会として、地域のあらゆる交流事業の活性化を進めます。
- ・ 高齢者の知識や経験を生かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動など世代間交流を促進します。
- ・ 地域において昔から受け継がれている行事や地域イベントを開催し、地域での町民相互の交流やふれあいの機会づくりに努めます。
- ・ 地域においては、町民や児童・生徒と福祉施設などとの日常的な交流を促進します。

（４）福祉学習の推進

- ・ ひとりでも多くの人々が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域福祉について学習する機会を提供します。
- ・ 学校教育の中で総合的な学習の時間や課外活動の時間などを活用し、社会福祉協議会等と連携しながら、体験型の福祉教育を推進していきます。
- ・ 生涯学習活動として、地域福祉活動に関する講座を充実し福祉教育を進めます。また、地域においては人権学習や世代間交流事業などを積極的に取り入れるなど、地域福祉に関する学習機会の促進に努めます。
- ・ 男女共同参画社会の実現に関する啓発や広報活動の充実を図り、町民の理解を深め、家庭・地域・学校・職場等における慣習・しきたりの見直し等、意識改革を推進しながら、男女がともに参画する家庭づくり・地域づくりを支援していきます。
- ・ 人権尊重の意識を高めるため、学校教育においては一人ひとりを大切にする教育の推進、社会教育においては人権学習講座等を定期的に行います。また、人権啓発を推進するとともに、資料や情報の提供などを通して、町民の自主的な人権学習を支援します。

5 包括的な支援体制の整備

【現状と課題】

法第106条の3第1項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第3号）の3つの施策の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の努力義務としています。

【施策の推進方向】

（１）地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

- ・地域づくりを一部の特定の人に任せるのではなく、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、まちおこし、農・商工業等の福祉以外の分野の組織等に対して、地域づくりに必要な働きかけや支援を行う者の活動を支援します。
- ・地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民と社会福祉分野等の専門職が話し合う場ともなる住民の自主活動等の拠点を整備します。
- ・地域住民等の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動を更に活性化させていくため、地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会を実施する等、創意工夫ある取組を行います。

（２）地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- ・保健福祉課を「住民に身近な圏域」において、地域住民の相談を包括的に受け止める場と位置付けます。
- ・「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場を地域住民等に広く明確に周知します。
- ・地域の関係者、関係機関等との意見交換や座談会等を開催し、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けます。
- ・把握した地域生活課題のうち、地域住民の相談を包括的に受け止める場のみでは解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合には、適切な支援関係機関につなぐことにより、課題解決を行うことのできる体制を構築します。

（３）多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

- ・専門機関や包括的な支援が必要な課題については、町域における支援関係機関等で支援チ

ームを編成し、多機関が協働して支援します。

- ・ ネットワークの形成や支援チームの編成に当たって、協働の中核の役割を担う機能を適切な機関が担います。
- ・ 協議や検討の場、コーディネートの機能を担う人が複数存在しているが、その必要性や役割・機能を整理し、システムとして再構築していきます。
- ・ 「待ちの姿勢」ではなく、支援関係機関や「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場、民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関と連携し、対象者を早期かつ積極的に把握し、支援につなげることができる体制を構築します。
- ・ 複合的で複雑な課題を抱えた者への支援に当たっては、公的制度による専門的な支援のみならず、地域住民相互の支え合いも重要であり、地域住民・ボランティアと協働します。

第 5 章 上関町再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨等

(1) 趣旨・目的

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあること（第4条）が明記されるとともに、県や町に対して、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定する努力義務（第8条第1項）が課せられました。

本町では、国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、町が取り組む再犯防止の施策として「上関町再犯防止推進計画」を、福祉の総合的な計画となる「上関町地域福祉計画」と併せて策定します。

(2) 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項にいう地方再犯防止推進計画とします。

また、「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」により「地域福祉計画に盛り込む事項」とされた、「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」に対応した計画とします。

【再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項】

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（事項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(3) 計画の期間

「上関町地域福祉計画」と同様に令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

(4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

2 重点課題

国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、次のとおりとします。

- (1) 就労・住居の確保等
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施等
- (4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- (5) 国・民間団体等との連携強化等

3 取組内容

(1) 就労・住居の確保等

- ・ 山口保護観察所や柳井保護区保護司会等の関係機関・団体との連携も図りながら要支援者の把握に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業等をはじめとした各種支援につなぎます。
- ・ 矯正施設における刑務作業や職業訓練の充実への協力に努めます。
- ・ 柳井保護区保護司会と協力・連携し、民間企業等への一般就労を目指した就職活動を支援します。
- ・ 就労を希望する少年に対して、問題を抱えた少年の雇用に協力的な会社に関する情報提供を行うなど、ハローワークや地域若者サポートステーション等との連携により、少年の就労に向けた支援の充実を図ります。
- ・ 矯正施設出所者等の町営住宅への優先的な入居については、その方の状況に応じた配慮をします。
- ・ 県、不動産関係団体及び居住支援団体等との連携を拡充し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進と入居後の居住支援に取り組めます。
- ・ 福祉サービス等を必要とする更生保護施設の入所者が必要な支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設との連携を進めます。
- ・ 矯正施設出所後に、自立した生活を営むことが困難な高齢者や障害者等に対し、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設及び矯正施設等が行う社会福祉施設やアパート等の受け入れ場所を確保するための調整に協力します。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- ・ 犯罪をした高齢者又は障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。
- ・ 自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、山口県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。また、関係機関に対し、本町が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。
- ・ 高齢者や障害者などの福祉サービスの充実を図るほか、各分野における計画を策定する際に、再犯防止の観点を踏まえた取組を盛り込むよう努めます。
- ・ 犯罪をした者等のうち特に薬物依存者やその疑いがある人の相談・支援にあたっては、検

察庁や矯正施設、保護観察所など刑事司法関係機関等と連携を図りながら相談に応じ、町の相談・支援の取組について関係機関や本人に情報提供し、必要な医療や福祉サービスに円滑につながるよう支援する取組を進めます。

（３）学校等と連携した修学支援の実施等

- ・ 社会を明るくする運動大会において、保護者や児童・生徒向けの非行防止や犯罪被害の予防に関する講話を実施し、地域の防犯意識向上を図ります。
- ・ 保護観察対象少年の再非行の防止に向け、保護司と学校等との情報共有を図るとともに、相互協力に努めます。非行を繰り返す少年については、児童相談所や少年サポートセンター（警察）等とも連携し、保護者等への相談支援に取り組みます。
- ・ 地域の活動や民間ボランティア等と連携して、地域での学びの場づくりを推進するよう、保護司と学校関係者の連携や、協力体制づくりなどに努めます。

（４）民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

- ・ 将来にわたり、適正な保護司数を維持できるよう保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。
- ・ 更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動など事業に対する補助金の交付や、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。
- ・ 「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントなどを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。
- ・ 地域の犯罪予防を図る活動をしている保護司などの民間ボランティアを表彰し、その活動や社会的意義について地域住民に周知を図ります。

（５）国・民間団体等との連携強化等

- ・ 民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に係る基本知識習得のための研修等も行いながら、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。

第 6 章 上関町成年後見制度利用促進基本計画

第6章 上関町成年後見制度利用促進基本計画

～意思決定支援の普及のための取組～

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

認知症、知的障がい、精神上的の障がいがある事により財産の管理や日常生活等に支障がある方々を社会全体で支え合う事が高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、地域共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの方々を支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていません。

このような状況を踏まえ、国は平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行し、平成29年3月に利用促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

こうした事から上関町においても、意思決定に困難のある方が、その有する能力を最大限に活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするため、『上関町成年後見制度利用促進基本計画～意思決定支援の普及のための取組～』を策定しました。

(2) 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々が、財産管理・身のまわりの世話の為の介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結・遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

① 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて3つの類型があります。

類 型	補 助	保 佐	後 見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立により裁判所が認める行為（※2）	・ 借金、相続の承認等民法 13 条 1 項記載の行為 ・ 申立により裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
代理できる行為（※3）	申し立てにより裁判所が定める行為	申し立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

※1 日常生活に関する行為（日用品の購入など）は取消ことができない

※2 民法 13 条 1 項記載の行為の一部に限られる

※3 居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要

※補助開始審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要。

② 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えあらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたい事を契約（任意後見契約）で決めておく制度。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもとで任意後見人が本人を代理して契約などを行います。

（３）地域福祉権利擁護事業との違い

地域福祉権利擁護事業は、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者のうち、判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス等の利用に関する援助等を行う事により、地域において自立した生活が送れるように支援する制度で対象者と援助内容は下記のとおりです。成年後見制度と類似した制度ですが、判断能力や援助内容に違いがあります。

事業の対象者	判断能力が不十分な方であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方。
援助内容	福祉サービスの情報提供及び手続きの代行、日常的金銭管理、通帳等重要書類の預かり等 (※商品購入契約や施設の入所契約及び解約、財産の処分などの法律行為はできない)

2 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、同法第5条に規定する地方公共団体の責務を具体化するものであり、本町における成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な考え方や方向性を定めるものです。

また、策定にあたり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続ける事ができる地域共生社会の実現を目指し、「上関町地域福祉計画」と一体的に策定します。

さらに、この計画は成年後見制度について専門的な知見を有する山口県弁護士会・山口県司法書士会・山口県社会福祉士会の代表者から意見をいただき策定しました。

3 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、国などの動向を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

4 計画の評価体制

本計画の効果的な推進を図るため、上関町成年後見利用促進協議会を活用し、計画の進捗状況について点検・評価を行う他、成年後見制度利用促進に関する課題等についても検討します。

5 上関町の成年後見制度を取り巻く現状

※資料については参考資料の39ページから41ページに掲載しています。

6. 現状から見た課題

上関町の障がい者や高齢者を取り巻く状況や成年後見制度の利用状況、申立時や相談支援時に見えてきた課題は以下のとおりです。

【課題1】成年後見制度を適切に利用するための体制整備

権利擁護に関する相談があった際、行政の立場だけでは福祉的側面のみになってしまいますが、法的知識と対応が必要な場面も多々あります。現状では本人を支える関係者がそれぞれで繋がってはいますが、協議検討の場がなく、共通認識と役割分担ができていない状況にあります。

今後、成年後見制度の利用促進のための支援体制の構築が必要です。

⇒ 基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

【課題2】成年後見制度の広報活動の推進

これまでの相談の中で本人及び家族等より「成年後見制度を利用したい」「地域福祉権利擁護事業を利用したい」と具体的に挙げて相談に至ったケースはなく、地域住民やサービス関係者等からの相談の中で必要性についての検討を行っていました。

上関町は血縁・地縁が強く顔なじみが多い地域です。近隣や親族間での助け合いも強く、金銭を扱う場面でも配慮があります。しかし近年、家族形態の変化や本人及び支えてきた親族等の高齢化により、地域だけでは支えられない事案も生じています。成年後見制度の認知度は低く「難しくてわからない」との声もあります。まずは相談場所を明確にするとともに、地域住民や地域で住民と関わる機関に対し、制度の広報・啓発を図る必要があります。

⇒ 基本目標2 制度の周知・適切な利用支援

【課題3】助成制度等の在り方の見直し

成年後見制度の利用申立や地域権利擁護事業からの移行が必要と思われる方がいても、申立をする親族がいなかったり、年金・預貯金が少なく報酬を自身の財産で払い続けられる見込みが立たないといった面から、必要性があっても利用を躊躇してしまう現状があります。

⇒ 基本目標3 助成制度の整備

7 施策の体系

現状から見えた課題の解決と、国計画の目的である「誰もが住み慣れた地域で地域の人と支え合いながら尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる」ことの実現の為、本計画では以下の基本方針と3つの重点目標を定め、それぞれの重点目標に対する具体的な取り組みを行います。

必要な人に必要な制度が届き、本人らしい生活を守るための制度として利用できるように段階的継続的に整えていきます。

基本方針	重点目標	具体的な取り組み
あたたかい、 地域の中で自分らしく暮らす	1 権利擁護支援 の地域連携 ネットワーク づくり	(1) 中核機関の設置・運営方針 (2) チームとの連携 (3) 専門職団体等で構成する協議会の設置 及び連携 (4) 地域連携ネットワークの3つの役割の 体制整備
	2 制度の周知・ 適切な利用 支援	(1) 情報提供や相談支援体制の充実 ① 広報機能 ② 相談機能 ③ 成年後見制度利用促進機能 ④ 後見人支援機能
	3 助成制度の 整備	(1) 町長申立等の実施 (2) 申立費用及び後見人報酬への助成

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

全国どの地域に住んでいても必要な人が権利擁護支援を利用できるよう、従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携の仕組みである権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する必要があります。

これまで障がいや高齢分野などの個々の関係性の中での検討はされていましたが、地域連携ネットワークが構築される事で、権利擁護支援に詳しい職種の関与により専門的な検討・判断が行われ、法的な課題が明らかになり、権利擁護支援に関するアセスメントや成年後見制度の利用に関しても支援方針を共通認識する事が可能になります。

当町での擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、令和4年3月に保健福祉課に中核機関を設置します。

(1) 中核機関の設置・運営方針

中核機関とは、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門的知識や地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく地域連携ネットワークの中核となる機関で、「司令塔」「進行管理」「事務局」の3つの役割を担います。

本町では社会福祉係・介護保険係・地域包括支援センターが同課内にあり、これまでも権利擁護支援や成年後見制度の利用申立について連携を行ってきました。

今後は、中核機関を保健福祉課地域包括支援センター内に設置します。中核機関では、権利擁護支援に関する広報・啓発や相談対応を行うとともに、司法・福祉の専門職との新たな連携である協議会との協働のもと、専門的判断による支援方針を決めるケース検討や後見人支援等を行います。また、地域における権利擁護支援の強化に向けて目指すべき姿の全体構想とその実現に向けてコーディネート等を行う役割を果たします。

(2) チームとの連携

チームとは、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者の集まりです。後見等開始後にはこれに後見人等が加わります。

チームはそれぞれの役割において協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握しています。専門的判断が必要な時は地域連携ネットワークがチームを支援する体制を構築します。

(3) 専門職団体等で構成する協議会の設置及び連携

協議会とは、地域連携ネットワークの機能・役割を適切に発揮できるよう、法律・福祉の専門職団体等で構成された、地域課題の検討・調整・解決に向けた協議の場です。

本町では、専門職団体及び家庭裁判所の協力のもと、令和元年度より「上関町成年後見制度利用体制整備に係る地域連携ネットワークの構築及び中核機関設置に向けた検討会議」を行ってきました。この会議で実施していた内容を、令和4年3月に「上関町成年後見制度利用促進協議会」に移行します。

この協議会では定例会（1～2回/年：その他必要性に応じて開催）を実施し、本計画の進捗状況の把握・課題の抽出・解決に向けての検討及びケースに対しての専門的助言などを行います。

(4) 地域連携ネットワークの3つの機能の体制整備

権利擁護支援が必要な人が本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を含む諸制度を利用できるようにするため、以下の3つの役割を地域連携の仕組みとして構築します。

① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

高齢者や障がい者の単独世帯や高齢者のみの世帯・障がい者の子と高齢の親等の世帯も増えています。このような方々が医療・介護・福祉等の生活の基本となるサービスを適切に利用できない状況がないよう、地域で支える必要があります。

権利擁護のニーズは見えにくく、このような状況の方々が地域で埋もれている可能性があります。

住民に関わりのある課との庁舎内連携も行いながら、地域住民や関係機関との連携を通じ権利擁護支援の必要な方を発見し、相談機関に繋ぐ支援を行います。

⇒ 重点目標2 制度の周知・適切な利用支援

(1) 情報提供や相談支援体制の充実

① 広報機能

② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

これまでは本人のための支援というよりも、財産管理や契約・搾取などにより他の支援方法では対応できなくなった場合の「最後の手段」としての成年後見制度申立を行っていました。

しかし、早期の段階で相談に繋がる事でより適切な選択肢が可能となり、本人やその親族が制度のメリットを実感する事もできます。他の権利擁護支援制度の利用や任意後見や補助・保佐類型での申立など、権利擁護支援の利用について住民が相談できる体制の整備が必要です。

この実現のため、地域や関係機関等との連携体制を整備していきます。

⇒ 重点目標2 制度の周知・適切な利用支援

(1) 情報提供や相談支援体制の充実

② 相談機能

③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人及び後見人やチームに対し、多職種連携による専門的判断が生じた場合に相談できる支援体制を整えます。

⇒ 重点目標2 制度の周知・適切な利用支援

(1) 情報提供や相談支援体制の充実

③ 成年後見制度利用促進機能

④ 後見人支援機能

2 制度の周知・適切な利用支援

(1) 情報提供や相談支援体制の充実

① 広報機能	広報誌・ホームページ等を活用し地域住民等への周知を行うとともに、障がい及び介護サービス事業者・金融機関・住民と関りのある担当課への個別説明や民生委員協議会などの場で制度の周知を図ります。 また、上関町役場保健福祉課内に設置した相談窓口を明確にします。
② 相談機能	権利擁護支援が必要な人を早期の段階から発見・支援するためには、日常的に障がい者や高齢者と接する機会の多い関係者等の意識啓発や、必要性をキャッチする力が必要となります。関係職員間での日々の連携を強め、地域の相談拠点としての役割を担います。 本人の意思決定支援のため、申立ありきではなくその背景にあるニーズを見極め、権利擁護支援等に関するあらゆる視点からの検討を行うため、専門機関と連携強化を図ります。
③ 成年後見制度利用促進機能	(a) 受任者調整（マッチング）等の支援 本人の意向・本人の身心や生活の状況等についての情報をチームや関係機関と共有し、多角的な検討を行った上で本人にとって最も適切な後見人候補者を家庭裁判所に推薦する事ができるようにします。 また必要に応じて上関町成年後見制度利用促進協議会の場で検討を行います。 (b) 担い手の育成・活動の推進 市民後見人や法人後見等の担い手育成は本町の現状では困難です。今後、計画の推進状況や情勢を見ながら次期計画以降で検討します。 (c) 地域福祉権利擁護事業等関連制度からのスムーズな移行 地域福祉権利擁護事業は上関町社会福祉協議会が実施主体となっており、日常生活上の判断が十分にできない方が福祉サービス利用や金銭管理の援助を受けるサービスです。 この利用者の中には認知機能低下等が進み、成年後見制度への移行が望ましいケースがあります。過去にも地域福祉権利擁護事業利用者が成年後見制度利用へと移行したケースもあります。この際に課題に挙がる費用面（申立・報酬助成）についての検討が必要となりますが、今後もこれまで同様、情報共有と連携を図り、移行の必要性について随時協議を行います。
④ 後見人支援機能	後見人からの日常的な相談を受ける場として立場を明確にし、必要に応じて適切な相談窓口や専門職に繋ぐなど、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動の支援を行います。 併せてモニタリングを実施し、利用開始後における柔軟な対応ができるようにします。 また、後見人の役割は親族及び近隣住民等にわかりにくく、誤解が生じる場合もあります。後見開始前後に加え、必要に応じて関係者への説明を行うなどの支援を行います。

3 助成制度の整備

町内に居住する判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の生活の自立の援助と福祉増進のため、成年後見人等を必要とする状態で審判申立を行う親族がいない場合、町長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判の申し立てを行っています。また、町長申立をした場合に限り、資産等の状況に応じて町長申立に係る費用や後見人等への報酬助成を実施しています。

しかし、成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、申し立てを行う親族が居ない・申立及び後見報酬を支払う資力が乏しい等で申立の時期を先延ばしにしたり利用を躊躇しているケースもあります。

今後、成年後見制度の利用が必要な方が制度を利用できるため、助成制度の整備は必須です。

(1) 町長申立等の実施

成年後見制度を利用する必要があるにも関わらず、親族による申立ができない事情がある場合は、町長が申立を行います。申し立て事務については中核機関事務局で行います。

また、本人及び親族が成年後見制度の利用申立をする際の手続き支援もこれまで同様行います。

(2) 申立費用及び後見人報酬への助成

必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の活用は必要です。また、近年、町長申立以外の事案における後見人報酬等の助成についての対応が他自治体でも検討課題となっています。

町の財政負担を考えると助成対象の範囲には十分な協議が必要ですが、今後、町長申立以外の事案における後見人報酬等の助成についても検討の場に挙げていきます。

参考資料

上関町障害者保健福祉推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉計画、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児福祉計画、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく地域福祉計画、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の規定に基づく市町村計画及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）の規定に基づく地方再犯防止推進計画の策定並びにこれらの計画の推進について、関係者の意見を反映させるため、上関町障害者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は委員10名以内で組織する。

2 委員は、町議会議員、保健福祉団体等関係者、サービス利用関係者及び行政機関の職員のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

（会長）

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

（運営）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて、関係職員等の出席を求めてその意見を求めることができる。

（任期）

第5条 委員の任期は3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

上関町障害者保健福祉推進協議会委員名簿

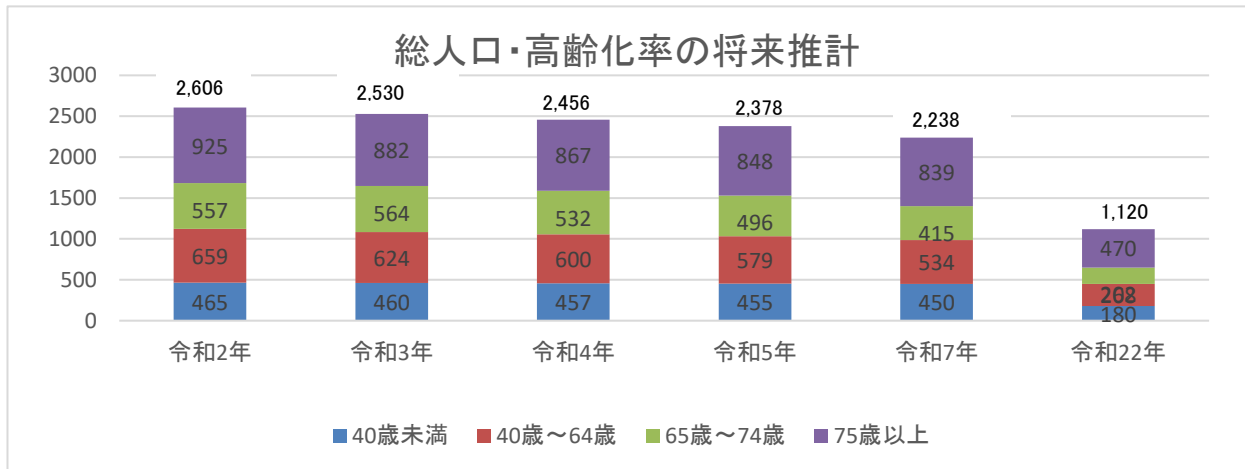
(敬称略)

所 属	氏 名
町議会産業厚生常任委員長	清 水 敏 保
民生児童委員協議会会長	光 壽 光 夫
社会福祉協議会会長	原 田 康 平
上関福祉会施設長	溪 山 浩 範
高齢者保健福祉センター所長	岡 崎 芳 江
保健福祉課長	菊 間 健 之

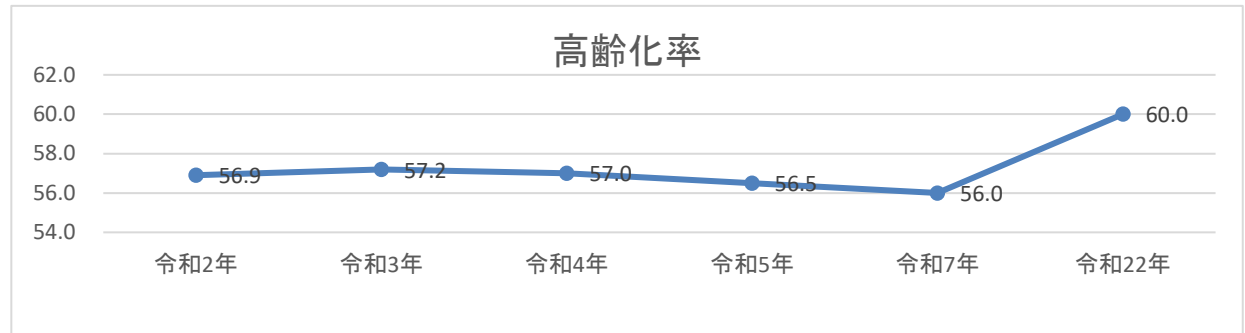
■ 上関町の成年後見制度を取り巻く現状

(1) 総人口及び高齢化率の推移

人口統計を見ると、総人口減少に伴い高齢者人口も減少が続き、高齢化率は横ばいが続きます。



資料：第8期介護保険事業計画（見える化システム将来推計）



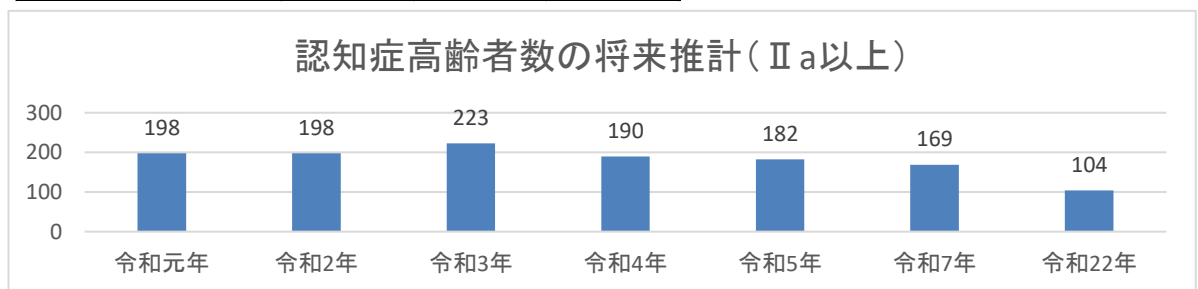
資料：第8期介護保険事業計画（見える化システム将来推計）

(2) 要介護認定者数と認知症高齢者の将来推計

第8期介護保険事業計画によると、介護保険の要介護（要支援）認定者の主治医意見書から、認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱ以上の人数）は要介護認定者の半数以上を占めており、今後、認知症高齢者数は、高齢者人口に合わせて減少していきます。

要介護認定者数	要支援	要介護	計
平成30年度	64	228	292
令和元年度	73	232	305
令和2年度	69	242	311

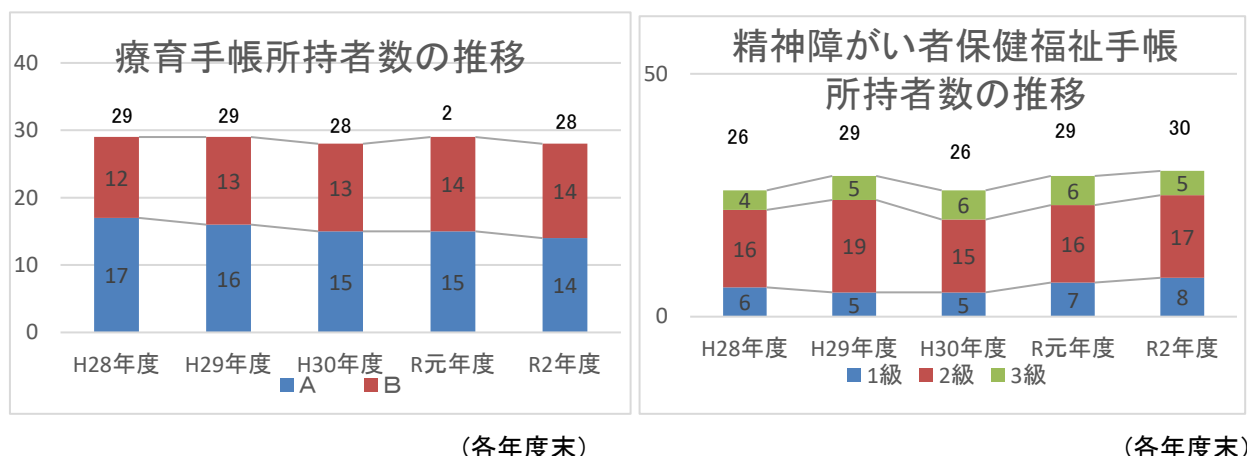
資料：第8期介護保険事業計画



資料：第8期介護保険事業計画（主治医意見書より）

(3) 知的・精神障がい者の状況

療育手帳・精神障がい者手帳の所持者数は、ほぼ横ばいとなっています。



(4) 成年後見制度・権利擁護に関する相談件数の推移

地域包括支援センター業務の総合相談の中から必要性の見極めを行い、成年後見制度・地域権利擁護事業に繋いでいます。各制度に繋がるまでの間の支援・制度に繋がった後は各機関と連携を取りながらの関りを行っています。



(5) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）利用件数の推移

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、日常生活上の判断が十分でず日常生活に不安がある方が地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスで、上関町社会福祉協議会が実施しています。

成年後見制度と類似した制度ですが、支援内容・判断能力によって成年後見制度への移行が必要になる場合があります。社会福祉協議会との連携のもと、ご本人の状況に応じた支援が必要です。

【地域福祉権利擁護事業利用者数の推移】

	障がい	認知症	計(うち、在宅)
H28年度	3	5	8 (5)
H29年度	3	6	9 (4)
H30年度	3	6	9 (2)
R元年度	3	5	8 (2)
R2年度	5	5	10 (4)

資料：上関町社会福祉協議会

(6) 成年後見制度利用状況

上関町の成年後見制度利用者数及び年代別の内訳は下記の通りです。積算方法が異なるため山口家庭裁判所提供資料と町把握分に差異があり、他にも利用者がいる可能性が考えられます。

町把握分利用者のR3年12月現在の実際の生活場所としては、入院・入所6名、在宅1名となっています。

【成年後見制度利用者数】

	補助	保佐	後見
R元年度	1	0	2
R2年度	1	1	2
R3年度	1	1	2

資料：山口家庭裁判所（各年6月27日現在）

町把握分	補助	保佐	後見
R元年度	1	1	6
R2年度	1	1	6
R3年度	2	1	4

（各年12月1日現在）

【成年後見制度利用者数の年代別内訳】

	40代	50代	60代	70代	80代	90代
R元年度			1		2	
R2年度			1		2	1
R3年度			1		2	1

資料：山口家庭裁判所（各年6月27日現在）

町把握分	40代	50代	60代	70代	80代	90代
R元年度	3		1	1	3	
R2年度	2	1	1	1	2	1
R3年度	2		1	1	1	2

（各年12月1日現在）

(7) 上関町成年後見制度利用支援事業の実施状況

上関町内に居住する判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉の増進を図るために必要と判断した場合、町長申立を行っています。また、要綱において町長申立をした場合に限り、成年後見制度に利用にあたり必要となる費用を負担する事が困難である方に対し報酬助成を行っています。

近年、この利用支援事業を町長申立に限定しない要綱に改正を行う自治体が増えており、今後の検討が必要と思われます。

【報酬助成件数】

【町長申立件数】

	障がい	高齢
H28年度	1	0
H29年度	1	0
H30年度	0	0
R元年度	0	1
R2年度	0	0

（各年度末）

	障がい	
	件数	助成額
H28年度	1	28,024
H29年度	1	134,750
H30年度	0	0
R元年度	1	72,896
R2年度	0	0

（各年度末）

上関町成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する施策の推進について、広く関係者の意見を反映させるとともに、関係機関等の協力・連携体制を構築するため、上関町成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 上関町成年後見制度利用促進基本計画に係る施策の推進方策等に関する事
- (2) 成年後見制度の利用に係る支援体制の構築に関する事
- (3) その他成年後見制度の利用の促進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、7人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 山口県弁護士会に属する者
- (2) 山口県司法書士会に属する者
- (3) 山口県社会福祉士会に属する者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 障がい福祉関係者
- (6) 高齢福祉関係者
- (7) 地域関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 山口県家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者

(3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に有する者
(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開く事がない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員がやむを得ない場合により会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉課地域包括支援センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

上 関 町 地 域 福 祉 計 画

令和4年3月

発行：山口県上関町

編集：上関町保健福祉課

〒742-1402

山口県熊毛郡上関町大字長島503番地

TEL 0820-62-0184